

チェックシートA
(ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設を除く焼却施設用)

①処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量（規則第12条の7の3第1項第1号イ）

	t・m ³

②燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。（規則第4条の5第1項第2号ト）

当該測定を行った位置	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果	

③集じん器に流入する燃焼ガスの温度(ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。（規則第4条の5第1項第2号リ）

当該測定を行った位置	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果	

④煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。（規則第4条の5第1項第2号ヲ）

当該測定を行った位置	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果	

⑤ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼成炉中の温度を1000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。（規則第4条の5第1項第2号ヅ）

当該測定を行った位置	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果	

⑥煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。（規則第4条の5第1項第2号カ）

当該測定に係る排ガスを採取した位置	
当該測定に係る排ガスを採取した年月日	
当該測定の結果の得られた年月日	
当該測定の結果	

⑦冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去した年月日（規則第4条の5第1項第2号ヌ）

--